

第6回「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」

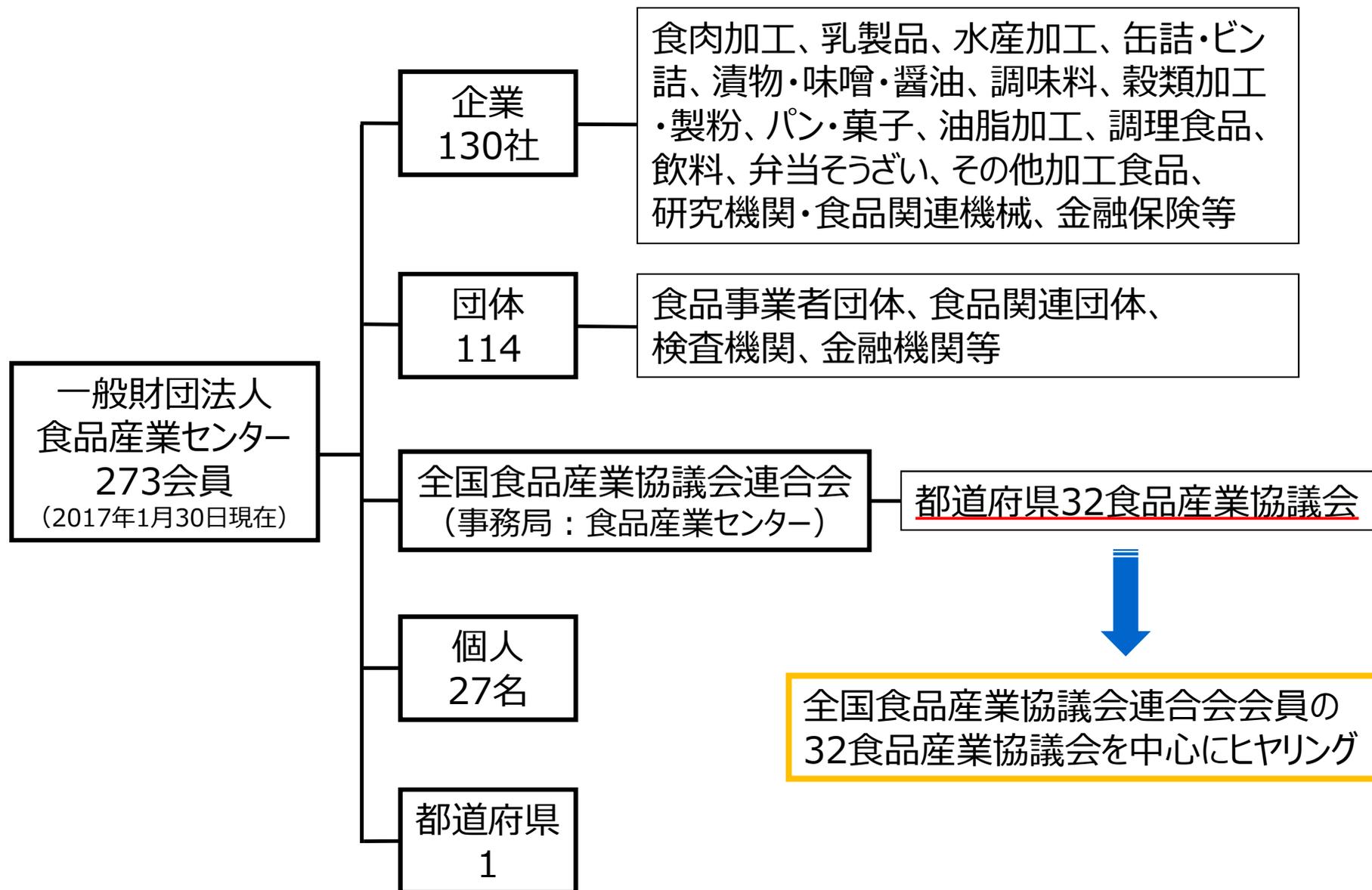
平成29年2月8日
一般財団法人食品産業センター
技術環境部

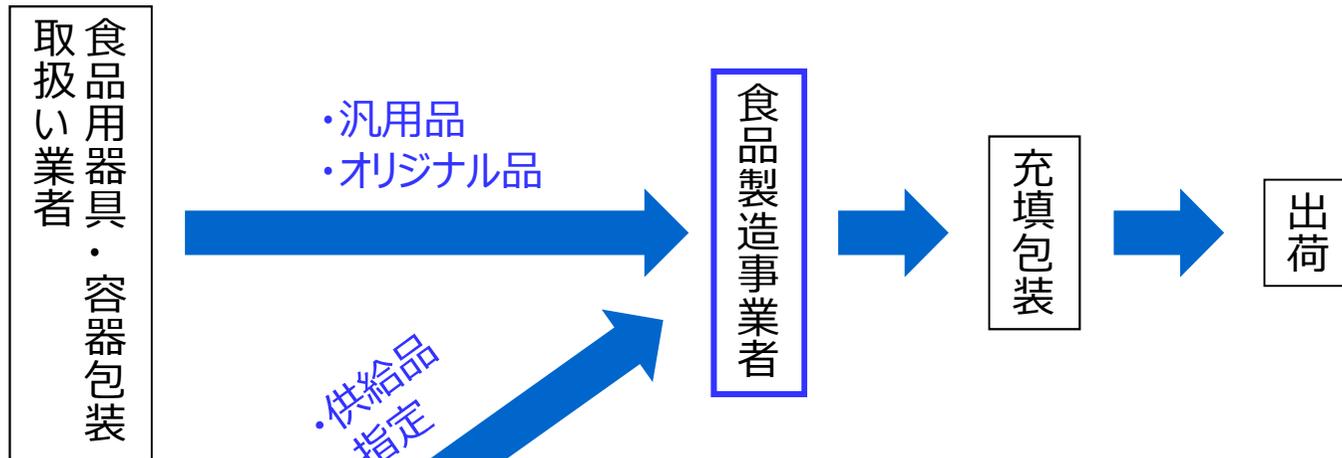
昭和45年（1970年）財団法人食品産業センター設立
平成25年（2013年）一般財団法人食品産業センター

活動内容

食品産業界・関連業界を網羅する業種別団体、企業、地方食品産業協議会等の会員に協力をいただき、食品産業界の業種横断的団体として下記の活動を行っています。

| | | | |
|---|--------------------------|----|------------------------|
| 1 | 食品産業に関する情報の収集・提供 | 7 | 食品・食品産業に関する理解の促進・広報 |
| 2 | 食品産業関連施策に関する要請・提言・協力 | 8 | セミナー・展示会等の開催 |
| 3 | 食品の品質・衛生管理に関する調査・指導 | 9 | 食品企業の海外展開の支援 |
| 4 | 食品の表示の適正化・情報の提供に関する調査・指導 | 10 | 地域の食品産業の振興 |
| 5 | 食品の規格・基準に関する調査・指導 | 11 | 食品産業PL共済、食品リコール費用保険の推進 |
| 6 | 食品産業の環境対策に関する調査・指導 | | |





| 器具・容器包装の選定・調達 | |
|---------------|---|
| ◇ | 器具・容器包装の専門業者から汎用品を購入、サイズやデザインを専用に仕立ててもらったものを購入する、受託するプライベートブランドのブランドオーナーから容器包装の供給を受ける、指定を受ける等 |
| 安全性の確保 | |
| ◇ | 調達先からSDSや衛生証明を入手するようにしている |
| ◇ | 自社製品の納入先から要求され、衛生証明等を調達先に依頼 |
| ◇ | 分析機関に適合性試験を依頼 |
| その他 | |
| ◇ | 輸入品については、容器包装、ストローやスプーン等の付属品について食品衛生法に適合しているか検査機関で確認試験を実施する場合がある |

【想定されるメリット・取り組み】

- ① 器具・容器包装の適合性に必要な情報が明確になることで、B to Bの関係において現在行われている様々な証明手段が統一される方向になれば、情報の入手と管理がやりやすくなることが期待される。
- ② 消費者からの問い合わせに対しても安全性の根拠を説明しやすくなる。
- ③ 器具・容器包装の安全性の根拠が明確になることで、HACCPの制度化においても活用が期待される。
- ④ 国際整合性が図られることになれば、必要な情報収集の負担が軽減されたり、製品の安全性の向上につなげられる。

【懸念事項】

- ① 規格書、納品書等に記載されている安全性に関わる情報を自ら検証することは難しい。
(器具・容器包装メーカーの現場を確認したり、現品の試験検査の実施等は困難)
- ② 規制によって器具・容器包装の多様性が損なわれることになるのかどうか。
- ③ 器具・容器包装の調達プロセスで、関係する業者間で適合性情報の伝達が徹底されなければ、川下の食品製造事業者は情報入手が困難になってしまう。
- ④ 規制に逸脱していることが判明した場合に、その情報が速やかに入手できるのかどうか。
- ⑤ 適合性情報の伝達方法が統一されず、様々な手段や記載内容で行われてしまうこと。

【要望】

- ①食品製造事業者が使用している器具・容器包装の適合性についてより理解を深めるためにも、規制される範囲をわかりやすく示していただきたい。
- ②使用する器具・容器包装の適合性を科学的に検証することは困難です。しかし、食品製造事業者は最終製品に責任を持つ者として、器具・容器包装の安全性の根拠を持つことはHACCPの制度化によってもますます求められます。
食品製造事業者が器具・容器包装の適合性情報を確実に入手できるよう、川上から川下までの各プロセスで適合性の情報伝達が徹底される仕組みにしていきたい。
- ③適合性の情報伝達手段や記載内容に統一性を持たせる等によって、情報伝達が徹底されやすく、それを集めるために複雑な作業が伴わず、規模の小さな食品製造事業者にも管理可能な仕組みにしていきたい。
- ④輸入食品についても国内と同様の管理がしやすくなるよう、諸外国に対して国内の規制の普及啓発をしていただきたい。

事業規模を問わず全ての食品製造事業者が今まで以上に器具・容器包装の安全性確保に器具・容器包装の関係事業者と連携して取り組めるよう、適合性の情報伝達が確実に行われる仕組みになることを希望します。